

鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（案）の概要

第1章 広域連合が行う後期高齢者医療（第1条）

○鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療について、法令に定めがあるもののほか、この条例により定め、運用しようとするものです。

第2章 医療給付（第2条）

（1）葬祭費（第2条）

○被保険者が死亡したときは、葬祭費として20,000円を支給する。

第3章 保健事業（第3条～第4条）

○被保険者の健康保持増進のため次に掲げる事業を行う。

①健康診査

②被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第4章 保険料（第5条～第23条）

（1）保険料の賦課額（第5条）

○賦課額は、所得割額と被保険者均等割額との合計額。

被扶養者であった被保険者は、2年間に限り、被保険者均等割額のみ。

○賦課額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（2）所得割率及び被保険者均等割額の適用（第8条）

○所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域を均一とする。

（3）所得割率（第9条）

○平成20年度及び平成21年度の所得割率は、100分の7.75とする。

（4）均等割額（第10条）

○平成20年度及び平成21年度の均等割額は、41,592円とする。

（5）保険料の減免（第19条）

○次のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

○保険料の減免の対象事由

- ① 震災、火災等の災害により、住宅、家財又はその他の財産に対する著しい損害
- ② 生計を主とする維持者の死亡。又は長期入院等により収入の著しい減少
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等による収入の著しい減少
- ④ 干ばつ、冷害等による農作物の不作等により収入の著しい減少
- ⑤ その他上記に類する理由
- ⑥ 被保険者が法第89条による給付制限（刑事施設等に拘禁された場合）

○対象範囲は、被保険者及び主たる生計維持者

※主たる生計維持者…被保険者を扶養している等その世帯の生計の大半を維持している者

（施行期日）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

葬祭費について（案）

1. 葬祭費の支給額

現在、市町村国保の葬祭費については、各市町村独自の支給額が設定されているが、広域連合から支給する葬祭費は県内統一金額とする。

鳥取県後期高齢者医療広域連合から支給する葬祭費については、2万円とする。

【理由】

○市町村国保の支給額には、1万円から3万円と差があり、高い市町村又は低い市町村に合わせると、それぞれの差が3倍又は3分の1となること。また国保との差が大きくなり、国保とのバランスが悪くなる市町村が出てくること。

○支給額を2万円としている市町村が最も多く、平均的な金額であること。

○火葬場の使用料の最高額（2万1千円）と同額程度であること。

○保険料に影響することから、被保険者の負担が重くならないことを考慮したこと。

2. 市町村国保との火葬場使用料

支給額	市町村数	火葬場使用料	
		圏域内	圏域外
30,000 円	4	東部広域（因幡霊場） 21,000 円	61,000 円
20,000 円	11	中部広域（摩瑠山斎場） 8,000 円	40,000 円
16,000 円	1	西部広域（桜の苑） 8,000 円	45,000 円
15,000 円	2	智頭町 20,000 円	58,000 円
10,000 円	1	琴浦町 8,000 円	40,000 円
		境港市 8,000 円	45,000 円

※国保の葬祭費を3万円としているのはすべて東部地区の市町村である。それとの関連性については不明だが、東部の火葬場使用料は中・西部に比べて高額になっている。また、西部地区の葬祭費についてはすべて2万円で統一されている。

3. 保険料への影響額

支給額	支給見込件数	被保険者数	年額保険料（月割金額）
20,000 円 （案）	4,647 人 （平均）	84,773 人 （平均）	約 1,100 円（約 100 円）
10,000 円			約 550 円（約 50 円）
30,000 円			約 1,650 円（約 150 円）

※保険料の金額は目安であり、概算で計算している。

保健事業について（案）

1. 鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う健診事業

後期高齢者の健康診査は法的には努力義務であるが、後期高齢者医療広域連合は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施する。

2. 健診対象者

健診対象者は、後期高齢者医療保険の被保険者全員とする。

3. 健診項目

健診項目は、特定健診の必須項目とする。また、医師の判断によって必要と認められた項目も実施する。

4. 健診費用の枠組み

①受診者一部負担金

受益者負担の考え方から、受診者からの一部負担を求めるものであるが、被保険者のほとんどは年金生活者であり、保険料の上昇を抑えるため、一部負担金は500円とする

②国補助金

国の補助単価の設定は、個別方式を4,780円、集団方式を2,780円と基準額を設定。基準額より受診者一部負担金（課税世帯3割、非課税世帯1割）を除いた額の3分1を補助額としている。

※後期高齢者の健診に要する1人当たりの補助額

・個別方式…課税世帯	1, 110円	非課税世帯	1, 430円
・集団方式…課税世帯	640円	非課税世帯	830円

③県補助金

国補助金相当額。

④市町村補助金

国補助金相当額。

⑤保険料

健診単価から、受診者一部負担金、国補助金、県補助金、市町村補助金を除いた額。

5. 健康診査に係る事務費

健康診査に係る事務費については、健診単価に含めず市町村による負担とする。

6. 保険料影響額

一人当たり保険料額 1, 834円

平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合市町村長会（第2回）

平成20年度 鳥取県における後期高齢者に係る健診に対する補助額等の試算

1 国等補助積算単価(国補助額から試算)

課税世帯	個別方式	国想定基本単価	内訳		
			一部負担金 (1割)	国補助 (1/3相当)	一部負担金以外 保険料負担
非課税世帯	個別方式	4,780	478	1,430	2,872
		国想定基本単価	一部負担金 (1割)	国補助 (1/3相当)	一部負担金以外 保険料負担
非課税世帯	集団方式	2,780	278	830	1,672
		国想定基本単価	一部負担金 (1割)	国補助 (1/3相当)	一部負担金以外 保険料負担
課税世帯	個別方式	4,780	1,434	1,110	2,236
		国想定基本単価	一部負担金 (3割)	国補助 (1/3相当)	一部負担金以外 保険料負担
課税世帯	集団方式	2,780	834	640	1,306
		国想定基本単価	一部負担金 (3割)	国補助 (1/3相当)	一部負担金以外 保険料負担

2 各負担額試算

課税世帯	個別方式	実施単価	内訳					
			一部負担金 (定額)	国補助 (1/3相当)	県補助 (1/3相当)	市町村補助 (1/3相当)	保険料負担	
非課税世帯 (7割)	個別方式	8,000	500	1,430	1,430	1,430	3,210	
		対象者数	費用額	内訳				
	15,577	124,616,310	7,788,519	22,275,165	22,275,165	22,275,165	50,002,294	
	集団方式	6,090	500	830	830	830	3,100	
		対象者数	費用額	内訳				
	5,192	31,621,389	2,596,173	4,309,647	4,309,647	4,309,647	16,096,273	
	課税世帯 (3割)	個別方式	8,000	500	1,110	1,110	1,110	4,170
			対象者数	費用額	内訳			
		6,676	53,406,990	3,337,937	7,410,220	7,410,220	7,410,220	27,838,394
		集団方式	6,090	500	640	640	640	3,670
対象者数			費用額	内訳				
2,225		13,552,024	1,112,646	1,424,186	1,424,186	1,424,186	8,166,819	
計	29,671	223,196,712	14,835,275	35,419,219	35,419,219	35,419,219	102,103,780	
二項目	対象者数	費用額	内訳					
	26,703	53,406,990	0	0	0	0	53,406,990	
計	29,671	276,603,702	14,835,275	35,419,219	35,419,219	35,419,219	155,510,770	

※ 各数値の根拠

- 対象者数 84,773 人 ※(H20、21年度被保険者数平均)
- 受診率 35.0% ※(受診変動から推測)
- 集団方式 25.0% (平成18年度基本健診審査実績より推測)
- 個別方式 75.0% (平成18年度基本健診審査実績より推測)
- 課税世帯 30.0% (鳥取市介護保険資料より推計)
- 非課税世帯 70.0% (鳥取市介護保険資料より推計)
- 判断項目 2,000 円(心電図+貧血検査)
- 2項目割合 90.0% (平成18年度基本健診審査実績より異常者率)

※ 一円未満四捨五入のため、端数が合わない。

平成20年度・21年度における保険料賦課総額について

費用の見込額（Ⅰ）

① 給付費等総額(被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する費用を控除した額)	130,476,053,930円
② 財政安定化基金拠出金	117,428,449円
③ 特別高額医療費共同事業拠出金 (収入⑥と同額のため算出しない)	0円
④ 財政安定化基金借入金償還金	0円
⑤ 保健事業に要する費用	523,525,783円
⑥ 審査支払手数料	459,354,538円
⑦ その他費用の額 (葬祭費に要する費用)	193,243,451円
計	131,769,606,150円

収入の見込額（Ⅱ）

① 国庫負担金(高額医療費公費含む)	31,543,877,408円
② 調整交付金	11,921,966,451円
③ 県負担金(高額医療費公費含む)	10,687,568,467円
④ 市町村負担金	10,428,154,470円
⑤ 後期高齢者交付金	54,859,521,717円
⑥ 特別高額医療費共同事業交付金	0円
⑦ 国の補助金(保健事業分)	70,838,438円
⑧ 県の補助金(保健事業分)	70,838,438円
⑨ 市町村の補助金(保健事業分)	70,838,438円
⑩ 後期連合の補助金	0円
⑪ その他(第三者求償関係)	15,000,000円
計	119,668,603,827円

保険料収納必要額(Ⅰ－Ⅱ)

12,101,002,324円

予定保険料収納率(%)

99.6%

賦課総額

12,158,077,900円

後期高齢者医療保険料率（均等割額、所得割率）について

○保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

○被保険者均等割額 41,592円

○所得割率 100分の7.75

○1人当たり平均保険料 71,660円（軽減後 59,507円）

○計算方法

$$\text{保険料} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 41,592\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の総所得金額等} \\ \text{（※）から33万円を差} \times 7.75\% \\ \text{し引いた金額の合計額} \\ \hline \end{array}$$

※収入から必要経費（給与所得控除額、公的年金等控除など）を差し引いたものです。  
 ※均等割額と所得割額の合計に100円未満の端数がある場合は、切り捨てします。

○保険料の上限額は、50万円となります。

○保険料の軽減

総所得金額等が下記金額以下の世帯	減額割合
33万円	7割
33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者数 （被保険者である当該世帯主を除く）	5割
33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割

※総所得金額とは、たとえば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。

※なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

○被扶養者であった方の軽減

※健康保険などの被扶養者であった人については、後期高齢者医療制度の資格を得た日のある月から2年間に限り、保険料の均等割額が5割軽減されます。

なお、平成20年度においては、平成20年4月から9月までの間の保険料は賦課されず（凍結）、10月から平成21年3月までの間の保険料は9割軽減されます。

後期高齢者医療保険料所得階層別一覧

所得	年金収入換算(参考)	単身世帯		2人世帯(※)		
				世帯主	世帯員	合計額
0円	～120万円	7割	12,400円	7割	12,400円	24,800円
20万円	140万円	7割	12,400円	7割	12,400円	24,800円
40万円	160万円	7割	17,900円	7割	12,400円	30,300円
60万円	180万円	2割	54,100円	5割	20,700円	62,400円
80万円	200万円	2割	69,600円	2割	33,200円	102,800円
100万円	220万円		93,500円	2割	33,200円	118,300円
120万円	240万円		109,000円		41,500円	150,500円
140万円	260万円		124,500円		41,500円	166,000円
160万円	280万円		140,000円		41,500円	181,500円
180万円	300万円		155,500円		41,500円	197,000円
200万円	320万円		171,000円		41,500円	212,500円
220万円	343万円		186,500円		41,500円	228,000円
240万円	370万円		202,000円		41,500円	243,500円
260万円	397万円		217,500円		41,500円	259,000円
280万円	423万円		233,000円		41,500円	274,500円
300万円	445万円		248,500円		41,500円	290,000円
400万円	563万円		326,000円		41,500円	367,500円
500万円	681万円		403,500円		41,500円	445,000円
600万円	795万円		481,000円		41,500円	522,500円
625万円	822万円		500,000円		41,500円	541,500円
700万円	900万円		500,000円		41,500円	541,500円

※ 2人世帯は、ともに75歳以上で現在は国保加入。世帯主の収入額は年金のみとし、世帯員の所得は0として、試算したものです。